

## 岐阜県埋立て等の規制に関する条例における届出手続きの簡素化について

岐阜県埋立て等の規制に関する条例（以下「条例」という。）における行政手続きの簡素化の一環として、下記のとおり11月24日（水）より一部の届出書類について電子メールでの提出も可能としますので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 対象の届出

- (1) 特定事業軽微変更届（条例第13条第4項）  
ただし、登記簿謄本及び住民票の原本提出が必要となる変更は不可
- (2) 特定事業着手届（条例第15条）
- (3) 土砂等搬入届（条例第16条第1項）
- (4) 特定事業完了届、特定事業一部完了届、特定事業廃止（休止）届（条例第23条）

#### 2. 電子メールによる手続きの流れ

##### (1) 提出前の事前連絡

対象の届出を電子メールで提出する際は、事前に特定事業場を管轄する所属に、以下の事項について電話等で事前連絡をすること。

管轄の所属は、別添「提出先一覧」を参照とすること。

- ・事業者名
- ・電話番号
- ・手続き担当者名
- ・送信元メールアドレス
- ・届出の内容

##### (2) 提出先

提出先（アドレス）は、別添「提出先一覧」を参照し、メールの件名を以下のとおりとすること。

- ・【埋立て条例】〇〇〇〇届：事業者名

(3)メールの送付

メールに届出するファイルを添付し、本文には下記の事項を記載すること。

メールに添付する届出のファイル形式はPDFファイルとすること。

- ・送信元メールアドレス
- ・電話番号
- ・手続き担当者名
- ・收受印を押印した控への希望の有無

希望有の場合は、收受印を押印した届出をPDFにし、メールで届出のあったアドレス宛てに送付します。

(4)届出の内容確認

- ・提出された届出に不備等があれば、担当から電話又はメール等で連絡をします。

(5)手続きの完了

受理後、電話又はメール等により、担当者から届出を受理した旨の連絡をします。

**3. 手続き取扱い開始日**

令和3年11月24日(水)

ご不明な点がございましたら、最寄りの岐阜地域環境室又は県事務所環境課にお問い合わせ願います。

## 別添 提出先一覧

現地機関名等	連絡先	所管区域
岐阜市役所 環境事業部 産業廃棄物指導課	〒500-8076 岐阜市司町40-1岐阜市役所本庁舎14F TEL:058-265-4141 MAIL:ka-shidou@city.gifu.gifu.jp	岐阜市
岐阜地域環境室	〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-53 (OKBふれあい会館第2棟3階) TEL:058-272-8322 MAIL:c11267@pref.gifu.lg.jp	羽島市、各務原市、山県市、 瑞穂市、本巣市、岐南町、 笠松町、北方町
西濃県事務所 環境課	〒503-0838 大垣市江崎町422-3 西濃総合庁舎 TEL:0584-73-1111 MAIL:c20502@pref.gifu.lg.jp	大垣市、海津市、養老町、 垂井町、関ヶ原町、神戸町、 輪之内町、安八町
揖斐県事務所 環境課	〒501-0603 揖斐川町上南方1-1 揖斐総合庁舎 TEL:0585-23-1111 MAIL:c20503@pref.gifu.lg.jp	揖斐川町、大野町、池田町
中濃県事務所 環境課	〒501-3756 美濃市生櫛1612-2 中濃総合庁舎 TEL:0575-33-4011 MAIL:c20505@pref.gifu.lg.jp	関市、美濃市、郡上市
可茂県事務所 環境課	〒505-8508 美濃加茂市古井町下古井2610-1 可茂総合庁舎 TEL:0574-25-3111 MAIL:c20504@pref.gifu.lg.jp	美濃加茂市、可児市、 坂祝町、富加町、川辺町、 七宗町、八百津町、白川町、 東白川村、御嵩町
東濃県事務所 環境課	〒507-8708 多治見市上野町5-68-1 東濃西部総合庁舎 TEL:0572-23-1111 MAIL:c20507@pref.gifu.lg.jp	多治見市、瑞浪市、土岐市
恵那県事務所 環境課	〒509-7203 恵那市長島町正家後田1067-71 恵那総合庁舎 TEL:0573-26-1111 MAIL:c20508@pref.gifu.lg.jp	中津川市、恵那市
飛騨県事務所 環境課	〒506-8688 高山市上岡本町7-468 飛騨総合庁舎 TEL:0577-33-1111 MAIL:c20509@pref.gifu.lg.jp	高山市、飛騨市、下呂市、 白川村